

川越市社会福祉施設整備工事検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川越市から補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する者（以下「法人等」という。）が当該整備を行う際、川越市が行う検査について、必要な事項を定めることにより補助金の適正な交付手続きを担保し、もって社会福祉施設の適正な整備を図ることを目的とする。

(実施機関等)

第2条 検査は、福祉部指導監査課が主体となって行う。

2 検査には、施設整備担当課（法人等に補助金の交付を決定する課。以下同じ。）が同行し、事前の情報提供等の必要な協力を行う。

3 検査には、技術的な見地を確保するため、事前に総務部技術管理課に文書をもって協力を依頼する。

(対象施設)

第3条 検査の対象は、法人等が社会福祉施設を創設、増築、改築、又は大規模修繕するに当たり、市の補助金が1,000万円以上交付され、又は交付される見込みのある施設とする。

(実施区分)

第4条 検査の実施区分は、原則として、着工時検査、中間時検査及び完成時検査とする。

2 改築又は大規模修繕工事等であつて、工事の性質により、着工時検査を省略することが効果的であると指導監査課又は技術管理課が判断したときは、前項の規定に関わらず、前述の検査を省略することができる。

(実施時期)

第5条 検査の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 着工時検査は、概ね杭打ち工事若しくは根切り工事の着工後に行う。

(2) 中間時検査は、概ね躯体工事の完了後に行う。

(3) 完成時検査は、概ね行政検査の完了後に行う。

(検査方法)

第6条 検査は、法人等と連絡調整の上、法人等の立ち合いのもと、以下の内容について確認する。

- (1) 契約関係手続きが「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負契約等手続基準」に従っていること。
 - (2) 工事の内容が設計図書に従っていること。
 - (3) 工事の内容が関係法令に適合していること。
- 2 検査の日数は、原則として、区分ごとに1社会福祉施設当たり1日とするが、その規模及び内容により、複数日とすることができる。

(検査項目)

第7条 検査の項目は、以下のとおりとする。

(1) 着工時検査

- ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者
- イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容、配置技術者及び設計成果品
- ウ 補助金交付申請書と工事請負契約との照合
- エ 工事関係書類と施工管理等状況
- オ 工事監理の状況
- カ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）の選定方法及び入札状況
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク 建設用地の購入（賃貸借）契約及び登記の状況
- ケ 建設資金の確保の状況及び管理方法
- コ その他

(2) 中間時検査

- ア 工事内容・契約内容の変更
- イ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- ウ 工事関係書類と施工管理等状況
- エ 工事監理の状況
- オ 備品購入業者の選定方法及び入札状況
- カ 建設資金の確保の状況及び管理方法
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク その他

(3) 完成時検査

- ア 工事内容・契約内容の変更
- イ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- ウ 工事関係書類と施工管理等状況
- エ 工事監理の状況
- オ 建築基準法及び消防法等に係る検査の状況
- カ 建設資金の確保の状況及び管理方法
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク 備品購入業者の選定方法、入札状況及び支払状況
- ケ その他

（実施通知）

第8条 検査の実施に当たっては、法人等の代表者に対し、事前に社会福祉施設整備工事検査の実施について（様式第1号）により通知する。

（事前提出資料）

第9条 検査の実施にあたり、法人等は、指導監査課から求められた書類を定められた提出期日までに提出しなければならない。

（出席者等）

第10条 検査の実施に当たっては、検査に対応できる法人等の役職員、設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者等の出席を求める。

（結果の講評）

第11条 検査の終了後、検査の結果について講評を行う。

（結果の通知等）

第12条 検査の結果については、法人等の代表者に対し、社会福祉施設整備工事検査結果について（様式第2号）により通知する。

2 文書による改善指導事項については、法人等の代表者に対し、所定の時期までに、その改善状況の報告を求める。

3 文書による改善指導事項に対する報告に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合には、追指導その他の必要な指導を行う。

4 福祉部指導監査課は、完成時検査の結果、第6条第1項に定める確認ができたときは、施設整備担当課に対し、社会福祉施設整備工事検査の結果について（様式第3号）により通知する。

(補助金額確定との関係)

第13条 施設整備担当課は、前条第4項に定める通知をもって補助金の額を確定する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(結果の通知に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行前に着工時検査を実施した社会福祉施設について、中間時検査及び完成時検査に行う第10条の規定による結果の通知については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。